

学校給食費未納問題の取り組みについて

<学校の取り組み>

～ 全教職員が共通認識をもって取り組む～

1. 学校給食に要する経費の負担区分や給食費の意義等の保護者への意識づけの徹底

① 学校給食に要する経費のうち、食品の原材料費（学校給食費）は保護者の負担、学校給食の実施に必要な人件費、施設及び設備に要する経費等は設置者の負担と定められている。（学校給食法第6条2項）

② 学校給食の意義

- ・学校給食は栄養バランスに優れた献立を通し、成長過程にある児童生徒へ食事を提供する。
- ・児童生徒に食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせる。
- ・地場産の活用による地域の文化や産業に対する理解を深めさせる。 等

学校給食費が未納になると、それにより食材費の削減などによって、きちんと払っている保護者やその子どもたちも迷惑になる。



保護者に理解してもらうために

- ・新1年生保護者への説明（就学時健康診断日）・・・小学校
- ・毎年度はじめに校長名での保護者への通知や給食だより、学校ホームページ等への掲載
- ・PTAとの連携による啓発

2. 職員会議、共同調理場運営委員会等で未納問題を取り上げ共通認識を図り、解決策等を協議する。

3. 経済的な問題への対応

- ①生活保護による教育扶助や準要保護就学援助制度の紹介
- ②児童手当からの学校給食費徴収の仕組みの紹介
- ③多重債務等の場合消費生活センター等の紹介

4. 学校給食費未納者の徴収強化と教育委員会との連携

「現年分の未納ゼロ」を目指して、未納家庭への電話、督促通知、家庭訪問等徴収の強化を図る。

（給食費 5100円/月）